

東京大学著作物等取扱規則実施細則

令和5年6月29日
産学協創推進本部長裁定

(趣旨)

第1条 この細則は、東京大学著作物等取扱規則（以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、教職員等が作成した著作物等の取扱規則の実施に関し、必要な事項を定める。

(著作物等の届出書の様式等)

第2条 規則第11条第1項及び第2項による著作物等の届出書は、様式1のとおりとする。

2 前項の届出書において、代表届出者は、教職員等のうちから選任するものとする。ただし、著作者に教職員等が含まれない場合は、その他の研究者等を代表届出者とすることができる。

(職務関連著作物の認定に係る決定)

第3条 部局又は知的財産契約・管理部は、規則第11条第4項又は第7項による決定を行った場合、様式1に当該決定を追記する。

(権利譲渡書の様式)

第4条 規則第12条第2項による教職員等が提出すべき著作権の権利譲渡書は、様式2のとおりとする。

(異議申立書の様式)

第5条 規則第13条の異議申立ては、様式3により行う。

附 則

この裁定は、令和5年7月1日から実施する。

様式1

様式2

様式3